**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２６２号）**

**〔　弁明書と公開決定の整合性の分かる文書不存在非公開決定異議申立事案　〕**

**（答申日：平成２８年６月２９日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）の決定は、いずれも妥当である。

**第二　異議申立てに至る経過等**

　１　公開請求について

平成２５年８月８日、異議申立人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）（担当部署：府民文化部私学・大学課（以下「私学・大学課」という。））に対し、「私第１５８３号『公』は、私第１２２５号『弁明書』第３－２（２）『指導』行う、記載の矛盾有り、『不可』規定決定の上、指導可の主張を（２）前記が、整合性分かるもの求む。（私第２６５０号も１５８３号同じくの決定有）私第１２２６号参照。『弁明書』」の公開を求める請求（平成２５年度受付番号第７２５号）（以下「本件請求」という。）を行った。

同月２２日、実施機関は本件請求に対し、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、下記２に記載の理由を附して異議申立人に通知した。

２　不存在による非公開決定の理由

　　本件請求に係る不存在による非公開決定理由については、以下のとおりである。

本件請求は、私学・大学課が私立高等学校Ａに対し、過去に指導要録のことで指導を行っているにもかかわらず（個人情報非開示決定に対する弁明書（平成２５年４月１９日付私第１２２５号）では、「口頭で指導を行った」との記載有り）、「指導不可」に関する規定等を情報公開決定（平成２４年６月１４日付私第１５８３号、平成２５年１月１５日付私第２６５０号）したことは矛盾しているとの認識のもと、なされたものと解する。

これらの決定で情報公開した「私立学校に対する指導について規定されている法令等」の行政文書は、行政指導は相手方の協力を得られる範囲内でしか行うことができず、行政指導には限界があることなど、行政指導に関する一般的な原則等が記載されたものであり、私学・大学課の対応に矛盾はないと考える。

よって、上記請求内容にかかる行政文書は、作成しておらず、管理していない。

　３　異議申立てについて

平成２５年９月６日、異議申立人は、上記１の決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第６条の規定により、実施機関に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

**第三　異議申立ての内容について**

　　　本件異議申立ての内容は、次のとおりである。

　　処分取り消しを求める。地公法第２８・２９・３０・３１・３２・３３・３４・３５条実施不明。憲法第９９条「従事者」公務員の１１条「基本的人権の享受」・１３条「個人の保障」１４条「幸福権」・２５条「生存権」・２６条「教育権」従事不明。

文部科学省は、高等学校への「不登校対策」指導冊子交付（附与＝都道府県へ有）学校法人Ｂの通信制場合でも、「〃」免責無く、対策義務負う。憲法９８条２項示す。※「子どもの権利条約」反す。ましてや、法令破り、「生徒指導要録」欠いた（引き継がず）当学園の個々生徒指導不可。個人情報欠いては、単なる主観的憶測に成る為、人権問題至る。又、学校教育上、もっとも禁止事項を行った事実でも有る。正常なら、理解可。異常なら理解不可。※生徒指導は、一律禁止、ケースbyケースを法令は規定する。

**第四　当審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

２　本件異議申立てについて

（１）請求に至る事実経過等

本件請求について、実施機関及び異議申立人とのやり取りの中から把握した事実経過は、以下のとおりである。

本件請求は、異議申立人が本件請求より以前に行った行政文書の公開請求に対して私学・大学課が行った公開決定（平成２４年６月１４日付私第１５８３号、平成２５年１月１５日付私第２６５０号）と、異議申立人が大阪府個人情報保護条例に基づき個人情報開示請求に係る異議申立てを行ったことに対して私学・大学課が大阪府個人情報保護審議会に提出した弁明書（平成２５年４月１９日付私第１２２５号）（以下「個人審弁明書」という。）に関連して、異議申立人が「私第１５８３号『公』は、私第１２２５号『弁明書』第３－２（２）『指導』行う、記載の矛盾有り、『不可』規定決定の上、指導可の主張を（２）前記が整合性分かるもの求む（私第２６５０号も１５８３号同じくの決定有）私第１２２６号参照。『弁明書』」を求めて行ったものである。

（２）異議申立人の主張

当審査会は、口頭意見陳述における異議申立人の発言等から、異議申立人の主張を以下のとおりと解した。

異議申立人の子が過去に在籍していた通信制の高等学校である私立高等学校Ａが中学校から指導要録を引き継いでいないことについて法令違反であると指摘したところ、個人審弁明書にあるように、当初、私学・大学課は当該高等学校に対して行政指導を行ったが、その後、法令違反があるにもかかわらず行政指導が行われなくなった。

法令違反があっても行政指導が行われないのならば、その根拠となる規定があるはずであることから、「法令違反有っても指導不可の規定。」、「私学大学課は、私立高等学校Ａの指導要録を引き継ぎ欠く法令違反を指導不可とする法令通知。指導要録欠く際、指導基準分かるもの。」について行政文書の公開請求を行ったが、実施機関からは、私立学校に対する指導について規定されている法令等である学校教育法、私立学校法、行政手続法、大阪府行政手続条例等が公開決定（平成２４年６月１４日付私第１５８３号、平成２５年１月１５日付私第２６５０号）された。

法令違反があっても行政指導を行わないという規定があるならば、当初行政指導を行ったことについて矛盾があるではないか。その矛盾に対して、整合性をとることができる文書が存在するはずである。

（３）判断

異議申立人が求める文書が存在しないという実施機関の主張に、不自然・不合理の点はなく、異議申立人の主張には理由がない。

３　今後の請求への対応について

実施機関によると、平成１９年以降、異議申立人は、私立高等学校Ａが異議申立人の子の指導要録について引き継ぐ義務のある中学校から引き継いでいなかったことに関して、私立高等学校Ａを行政指導し、私立高等学校Ａに必要な説明を異議申立人へ行わせるよう申し入れているとのことである。これを受け、実施機関は、私立高等学校Ａに対し、指導要録を引き継ぐよう中学校に求めるべきにもかかわらずこれを怠った点について不適切であるとし、今後同様なことがないよう口頭により行政指導を行い、併せて、異議申立人へ必要な説明を行うよう要請を行ったとのことである。

当該要請に関し、私立高等学校Ａは異議申立人への説明は既に実施済であるとし、実施機関の要請に応えなかったことから、異議申立人は、実施機関に対して、私立高等学校Ａから必要な説明を行わせるよう行政指導の継続を申し入れ、実施機関は、平成１９年から平成２２年までの間、継続的に必要な説明を行うよう要請を続けてきたものであるとのことである。しかしながら、行政指導については、相手方の協力を得られる範囲内でしか行うことができず、これ以上の行政指導は困難であることから、異議申立人へその旨、説明を行ってきたとのことである。

また、本件請求内容にある平成２５年１月１５日付私第２６５０号の情報公開決定「私学大学課は、私立高等学校Ａの指導要録を引き継ぎ欠く法令違反を指導不可とする法令通知。指導要録欠く際、指導基準分かるもの。」についても異議申立てがなされ、本審査会において審議し、平成２６年８月２２日に答申（大公審答申第２３７号）を行ったところであるが、本審査会の判断として「情報公開制度は、本来行政の保有する行政文書の公開を求めるものであって、情報公開請求にかかる異議申立ては、公開を求める行政文書が公開されないことに対する不服を述べるためのものである。従って、仮に本件異議申立てにおける異議申立人の主張が、私学大学課が私立高等学校Ａを適切に指導していないことに抗議するという趣旨であれば、異議申立ての利益はない」と述べたところである。

他方、口頭意見陳述における異議申立人の発言及び本件異議申立てにおける異議申立人の主張には、他に文書が存在するはずであるといった文書の存否等の具体的主張はないことから、本件請求は、外形的には文書の公開を求めるものであっても、実質的には、文書の公開以外の目的のために行われたものではないか、との疑念を禁じ得ない。

情報公開請求権は、府民の知る権利を保障し、府民の府政の参加をより一層推進すること、府政の公正な運営を確保すること、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、実施機関が府民による当該請求権の行使を不当に妨げるようなことがあってはならないことはいうまでもない。しかし、当該請求権の行使は無制限に許容されるものではなく、専ら文書の公開以外の目的のために請求が行われるなど、当該請求権の行使が情報公開制度の趣旨に明らかに反するものと認められるときは、権利の濫用に当たるものとして、実施機関において請求を却下することができるものと解される。なお、権利濫用の禁止は法の一般原則のひとつであるから、条例において明文で定められていなくても、この原則を適用することは妨げられない。

異議申立人が、今後、私立高等学校Ａに対する行政指導に関連して、①明らかに存在するはずのない文書を求める請求や、②職員の発言の根拠を求める等、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を行い、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであることが明らかと認められるときは、実施機関は、当該請求が権利の濫用に当たるものとして、当該請求を却下することができるというべきである。

**第五　結論**

以上のとおり、本件異議申立てには理由がないから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

小谷　寛子、尾形　健、近藤　亜矢子、長谷川　佳彦、三成　美保